

西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針

平成 27 年 9 月【改訂】

西 予 市

目 次

はじめに	1
1 方針策定の目的	2
2 基本的な考え方	2
3 検討対象施設	3
4 利活用に向けた課題	4
5 利活用に向けた方針	6
6 利活用に向けた事務処理	10
7 検討対象施設の状況	15
別紙	38
【様式1】跡地利活用申請書	39
【様式2】跡地利活用計画書	40
【様式3】事業者概要書	44
【様式4】申請に係る誓約書	45

はじめに

わが国では、近年、少子高齢化がマスコミ等で大きく取り上げられ、人口減少により数十年先には消滅する自治体があるのではないかという研究もなされております。実際に、平成 22 年を境として人口が減少に転じており、15 歳から 64 歳のいわゆる生産年齢人口の割合が低下してきており、それに伴って、高齢化率は急速に高まっております。

また、少子化の影響を受け小中学校の児童生徒数は、第 2 次ベビーブーム世代が在籍した昭和 50 年から 60 年ごろを境に減少しており、1 校当たりの児童生徒数は、ピーク期には 500 人を超えていましたが、近年は 300 人程度で推移しております。

こうした中、本市においても全国的な情勢と同じように、小中学校の児童生徒数が減少してきたため、学校再編の実施が必要となり、「西予市小学校再編計画」を平成 21 年 10 月に策定し、小学校及び幼稚園の統廃合を進めて参りました。

これにより、廃校（廃園）となった学校施設等（跡地施設）が生じたことにより、その施設の有効な利活用について地域へ協議したところ、検討をされる地域ができて始めております。

しかしながら、学校施設等は非常に規模が大きく、利活用するにはそれなりのしっかりした母体と計画が必要となり、また、維持管理していくためには、規模に応じた経費も必要となってくることから、地域には大きな決断をいただくこととなります。

また、学校施設等は、その規模や立地条件等から、本市にとって貴重な財産ではありますが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建築されたものが多く、老朽化が進行しており、近年の少子高齢化・人口減少によって公共施設の利用需要は変化していることや、厳しい財政状況等から、市内の公共施設全般を総合的かつ長期的に機能集約し、費用対効果等を判断していく必要があります。

これらを踏まえ、跡地施設を有効に利活用していくための基本方針をここに策定し、地域の振興を推進して参りたいと考えております。

1 方針策定の目的

学校施設等は、学校教育施設としてだけでなく、地域の身近な社会教育施設として、コミュニティ活動や少年スポーツクラブの活動など、様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の愛着も強く、跡地施設の利活用には強い関心を持っています。

しかしながら、着実に学校再編が進む一方で、閉校後の施設の管理運営に関する検討は遅れており、本格的に跡地施設の利活用を進めていく上での方針を定めることが早期に求められています。

また、跡地施設の利活用に向けたプロセスを透明化し、可能な限り地域住民の意見を反映したものとすることは、市民への説明責任といった側面から非常に重要となります。

このことから、施設の現状、施設の利活用に向けた基本方針及び利活用を決定するための判断基準を明らかにし、検討を含めた取組のプロセスにおいて、それぞれが果たすべき役割について認識を共有し、相互の協力によって跡地施設の利活用の円滑な推進を図っていくこととします。

2 基本的な考え方

学校施設等は、地域の寄付などで設置されたものもあり、閉校後も地域住民共通の貴重な財産であることに変わりありません。このため、住民の意向を最大限尊重することを原則としますが、市の財政状況は厳しい状態であり、施設の老朽度や利用状況等から機能集約による施設統廃合といった公共施設のマネジメントの観点、地域経済の発展などの視点から、市民全体の利益にかなうものとする必要があることも忘れてはなりません。

また、それぞれの施設ごとに、土地の状況などの要因によって、利用に制限が加わることも予想されます。

これらの点を踏まえ、この基本方針は、長期的かつ全体的な視点で利活用の検討を示すものとしします。

なお、今後、公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設全体の在り方についての考え方が示されたときは、本方針と当該計画との整合性を確保するため、必要な見直しを行うこととし、これを前提条件として、利活用の取組みを検討し、あるいは判断するものとしします。

また、市の財政状況は楽観的な状況にないことから、維持修繕について、利活用者に対し、市が補助等の助成をすることは基本的にありません。維持が極めて困難であるときは、これを廃止することとしします。

3 検討対象施設

学校再編により、跡地施設となるもののほか、別表1に記載の施設を対象とします。

なお、今後の再編の進捗に合わせて、検討対象施設とする必要があるものについては、適宜追加していくこととします。

【別表1】検討対象施設

地区名	施設名	廃止時期	備考
明浜	旧田之浜小学校	平成27年3月31日	
	旧高山小学校	平成27年3月31日	
	旧狩江小学校	平成27年3月31日	
	旧明浜西中学校	平成15年3月31日	
野村	旧溪筋小学校	平成27年3月31日	
	旧中筋小学校	平成27年3月31日	
	旧大和田小学校	平成27年3月31日	
	旧河成小学校	平成27年3月31日	地滑り危険地域指定
	旧惣川中学校	平成12年3月31日	
	旧溪筋幼稚園	平成27年3月31日	
	旧中筋幼稚園	平成27年3月31日	
	旧大和田幼稚園	平成27年3月31日	
	旧河成幼稚園	平成27年3月31日	
城川	遊子川小学校	平成28年3月31日予定	
	土居小学校	平成28年3月31日予定	
	高川小学校	平成28年3月31日予定	
	旧高川保育所	平成17年3月30日	
三瓶	旧下泊小学校	平成21年3月31日	校舎一部を診療所に転用済み
	旧蔵貫小学校	平成26年3月31日	
	旧周木小学校	平成26年3月31日	
	旧二木生小学校	平成26年3月31日	
	旧蔵貫保育園	平成27年7月1日	
	二木生保育園	平成27年3月31日休園	

※閉校している小学校の屋内運動場及びグラウンドについては、社会体育施設へ移管されています。

※小学校プールについては、管理安全上から解体・撤去を前提とします。

4 利活用に向けた課題

跡地施設の利活用計画の策定に当たっては、現在の施設の利用状況や、施設の老朽度及び土地の状況などといった課題を整理し、これに留意することが大切となります。

(1) 検討対象施設の利用状況

学校施設等は、その立地・施設の規模から地域の様々なコミュニティ活動等に利用されており、閉校した小学校のグラウンド・屋内運動場は社会体育施設として移管されています。

また、災害時の避難場所のほか、投票所として利用されている施設もあり、利活用にあたっては、関係者と協議する必要があります。

(2) 施設の耐震化の状況

学校施設等の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されており、平成20年度から平成21年度の2か年度で耐震診断を実施し、再編状況を視野に入れながら耐震化を行ったため、現状で利活用の際に安全性を担保できない施設もあります。

しかしながら、耐震補強工事には多大な費用が必要であり、大きな財政負担を伴うことや管理安全上の観点から安易に存続を決定するのではなく、解体・撤去を前提として検討をしていく必要があります。

なお、関係する施設の状況は別表2のとおりです。

(3) 土地の状況

跡地施設の利活用にあたっては、施設の状況のほか、土地の状況についても十分把握しておく必要があります。場合によっては、利用が大きく制限されることも予想されることから、個別に調査し、課題を抽出することが不可欠です。

①土地所有者の把握

学校施設等の中には、地域の方々から土地の提供により設置されたものも少なくありません。提供の方法は、寄付により、所有権が本市へ移転されたもの、借地という形で提供されたものなど様々です。

また、借地には、すでに校舎等の工作物が設置されているものや、土地の所有者が複数の住民である場合もあり、こうした点にも十分注意する必要があります。

②土地の形質等の把握

学校施設等の設置当時、公共施設用地に対する意識が現在ほど高くなかったことや、統廃合による跡地が議論されることが想定されていなかったことから、土地の形質等に問題がある場合があります。これらの解消には相当な時間と費用が必要になることから、事前に十分な調査をすることが必要です。

また、法定外公共物（農道・水路）の用途廃止及び付け替えの必要性等も併せて事前に検討しなければなりません。

【別表 2】施設の耐震化の状況

地区名	施設名	施設	耐震の有無	備考
明浜	旧田之浜小学校	校舎	無	
		屋内運動場	有	
	旧高山小学校	校舎	無	
		屋内運動場	有	H24 改修済
	旧狩江小学校	校舎	有	
		屋内運動場	有	
旧明浜西中学校	校舎	無		
	屋内運動場	無		
野村	旧溪筋小学校	校舎	有	
		屋内運動場	無	
	旧中筋小学校	校舎 (S46)	無	
		屋内運動場	有	H23 改修済
		校舎	有	
	旧大和田小学校	校舎	有	H22 改修済
		屋内運動場	有	
	旧河成小学校	校舎	無	
		屋内運動場	有	H23 改修済
	旧惣川中学校	校舎	無	
	旧溪筋幼稚園	園舎	有	
	旧中筋幼稚園	園舎	有	
旧大和田幼稚園	園舎	有		
旧河成幼稚園	園舎	無		
城川	遊子川小学校	校舎	無	
		屋内運動場	有	H23 改修済
	土居小学校	校舎	無	
		屋内運動場	有	H24 改修済
	高川小学校	校舎	無	
屋内運動場		有	H23 改修済	
旧高川保育所	園舎	無		
三瓶	旧蔵貫小学校	校舎	有	
		屋内運動場	有	
	旧周木小学校	校舎	有	
		屋内運動場	有	
	旧二木生小学校	校舎	有	
		屋内運動場	有	
	旧下泊小学校	校舎	有	
屋内運動場		有		
旧蔵貫保育園	園舎	有		
二木生保育園	園舎	有		

5 利活用に向けた方針

跡地施設ごとに、最もふさわしい活用方法を検討していくための方針として、施設の在り方を、4つのカテゴリーに分類し、跡地施設利活用方法決定のための判断基準及びそのプロセスを決定します。

(1) カテゴリーの設定 ※分類、種類、区分

①地域の施設として活用

市民や行政内部からの提案などにより、地域の活性化施策を行う施設として利用が可能です。

②公共施設として活用

学校施設等は、その規模や構造から、大規模な改修をせずとも、公共施設としての利用が可能です。ただし、耐震化がなされていない施設については、公共施設としての利用が難しく、耐震化してまでの利用が合理的かどうかの判断が必要になります。

また、既に社会体育施設へ移管され、公共施設として利用されているグラウンド及び屋内運動場についても、利用状況等によっては廃止することを検討する必要があります。

③民間施設として活用

地域の施設及び公共施設としての活用は見込まれませんが、民間事業者等の活用によって地域の活性化など市民全体の利益にかなうと認められる施設については、企業等へ貸付けるなどの方策を選択します。

④施設の解体

地域・民間施設及び公共施設による活用が図られない場合、または耐震性のない施設については、管理安全上から、解体・撤去を前提とします。

上記カテゴリーの利活用を決定させるための判断基準を、①地域・③民間施設については別表3へ、公共施設については別表4へ記載しています。

(2) 敷地内の立木・遊具の扱いについて

学校施設等の敷地内の立木・遊具については、落葉清掃・剪定や遊具の法定点検などの維持管理が必要であり、立ち枯れによる枝の落下や倒木または遊具の劣化による事故の恐れもありますので、管理安全上から立木は伐採、遊具は撤去を前提とします。

なお、①地域や③民間施設において、その利活用者が残すこと希望される場合は、維持管理全般を利活用者の負担により、適正に実施していただくことを前提として協議を行い判断します。

【別表 3】

地域・民間施設としての利活用を決定するための判断基準

(1) 活用主体に関する基準

次の要件をいずれも満たすこと。

- ① 法人、団体もしくは個人が提案した事業を自ら実施すること。
 - ・複数の法人・個人が共同で提案する場合は、施設の管理に責任を持つことができる代表法人・代表者を定めることとする。
- ② 次の項目に該当しないもの
(法人・団体の場合は役員等がいずれも該当しないこと。)
 - ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない。
 - ウ) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がある者
 - エ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員、若しくは西予市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
 - オ) 西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示第583号)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっている者
 - カ) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者。

(2) 事業内容に関する基準

次の要件を満たすこと。

- ① 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア) 雇用の創出が図られる事業
 - イ) 産業振興が図られる事業
 - ウ) 福祉の増進が図られる事業
 - エ) その他、地域の振興に資する事業
- ② 次の活動を含まないこと
 - ア) 法令等に違反する活動
 - イ) 公害等の環境汚染を引き起こす活動
 - ウ) 地域の調和又は公序良俗を乱す活動
 - エ) 宗教活動や政治活動を主な目的とする活動
 - オ) その他、本方針の趣旨や跡地施設等の活用にふさわしくない活動

(3) 貸付及び契約に関する基準

- ① 貸付を原則とする。
- ② 貸付にあたっては、活用主体は市との間で貸付に関する契約を締結するものとする。
- ③ 貸付期間は、事業内容に応じて、市と協議することができるものとする。
- ④ 施設は無償により貸付けるものとする。

- ⑤ 施設は現状のままで貸付けるものとする。契約の事前に施設の状態を市及び活用主体が確認し、状態を正確に把握・認識した上で活用を行うこととする。
- ⑥ 施設活用等の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできないものとする。ただし、事前に書面で市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑦ 施設の部分貸付は行わないものとする。ただし、複数の団体が共同して施設全体を借りる場合や、完全に施設が分れており、管理が分離できる場合は協議によりその利活用を判断するものとする。
- ⑧ 次のいずれかに該当する場合、市は契約を解除できるものとする。
 - ア) 活用主体が活用に関する基準に違反した場合
 - イ) 活用主体が契約に違反した場合
 - ウ) 活用主体が事業計画に基づく事業着手を行わない場合
(ただし、やむを得ない理由により事業着手が遅れる場合で、あらかじめ書面で市の承諾を得ている場合を除く。)
 - エ) 活用主体が事業計画と異なる事業を行った場合
(ただし、変更計画書を提出するなど、あらかじめ書面で市の承諾を得ている場合を除く。)
 - オ) その他、契約を解除する相当の理由があると認められる場合

(4) 費用負担に関する基準

- ① 貸付した施設における光熱水費、維持管理経費等は活用主体が全額負担するものとする。
- ② 施設の改修については、市の承諾を得て活用主体の責任において行うこととし、改修に係る費用は原則活用主体の負担とする。
- ③ 施設の活用事業を中止する場合は原状復旧することとする。ただし、活用主体が施設の改修等を行い発生した有益権について、市が必要とする場合は、市に帰属することとする。

(5) 利活用計画と報告に関する基準

- ① 活用主体は、あらかじめ事業・収支計画を含む詳細な利活用計画を提出するものとする。
- ② 活用主体は、既に提出した事業・収支計画に大幅な変更が生じる場合は、市と協議するものとし、市の求めに応じて変更計画書を提出するものとする。
- ③ 市は跡地施設の立入調査や事業報告を求めることができるものとする。

(6) 地域との合意形成に関する基準

- ① 活用にあたっては、当該地域の理解を得なければならないものとし、その旨が反映された書面を提出するものとする。
- ② 活用主体は、市が必要と判断した場合は地域への説明会を開催しなければならない。

【別表 4】

公共施設として利活用するための判断基準	
(1) 施設設置の必要性	
① 教育及び文化振興に寄与する施設	・ 現在の利用状況、代替施設の有無及び地理的条件から、地域の社会教育の振興に不可欠と認められること。
② 各種計画・施設での利活用が期待される施設	・ 市の各種行政施策を推進する施設にあっては、他の施設での代替が叶わず、その設置が不可避であること。 ・ 地域経済への寄与、コミュニティ活性化など、地域活力の維持・向上を目的とする施設であることが望ましい。
(2) 地域の意向との適合	
① 地域の要望に基づく場合、当該地域の意見を反映した要望書等の提出がなされるものであること。	
② ①以外の要望・提案の場合、原則、地域の同意が得られるものであること。	
(3) 財源投入の妥当性	
① 具体的利活用に向けた土地の管理、耐震補強・改修工事及び維持管理に要する経費と、活用による便益との比較により、原則として一定の効果が認められるものであること。	
② 維持管理、運営のためのいわゆるランニングコストに関して、適正な水準の負担を負うことが可能であること。	

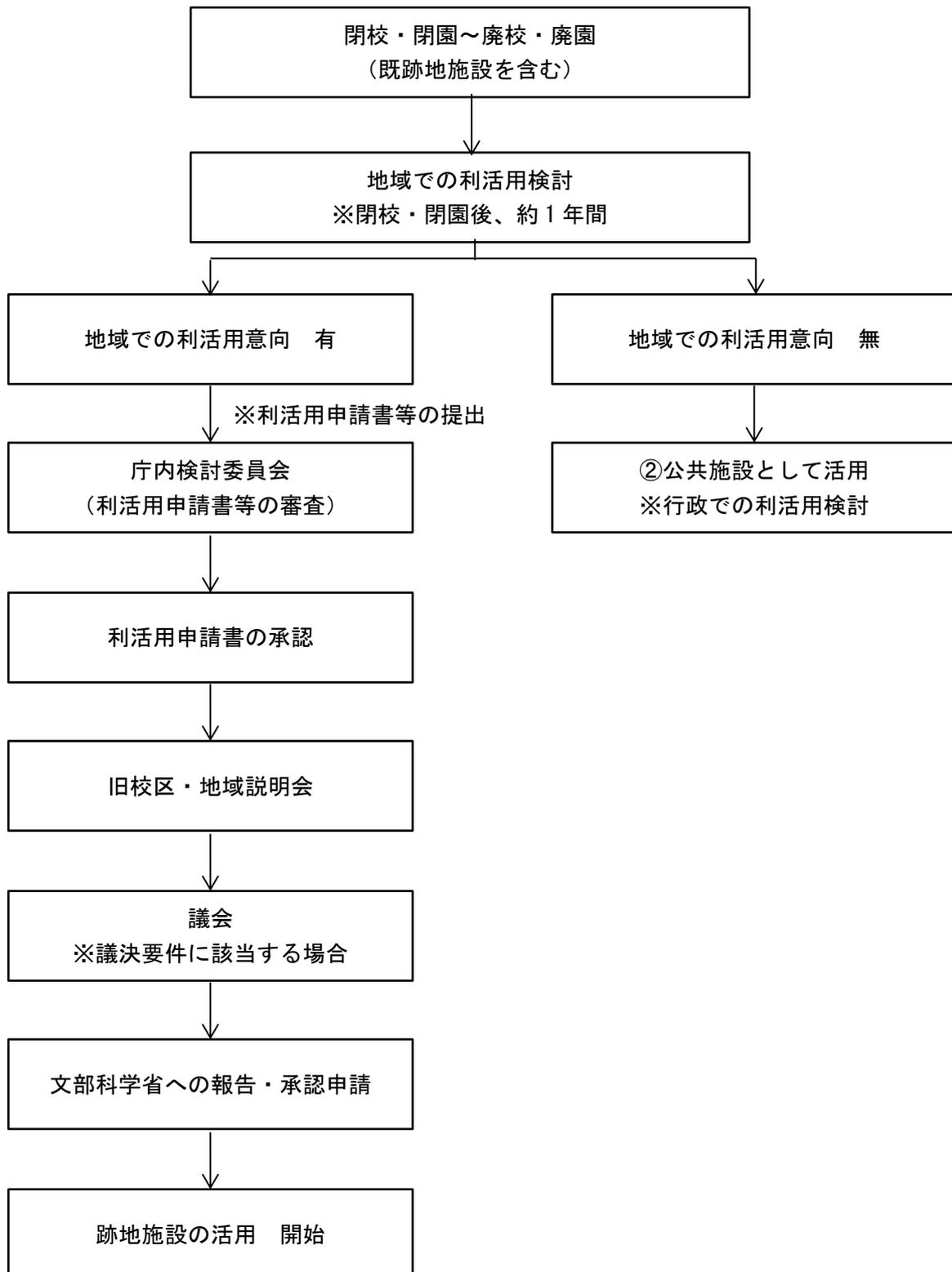
6 利活用に向けた事務処理

跡地施設の利活用に向けた事務処理の総合窓口は、企画財務部総合政策課が担当します。

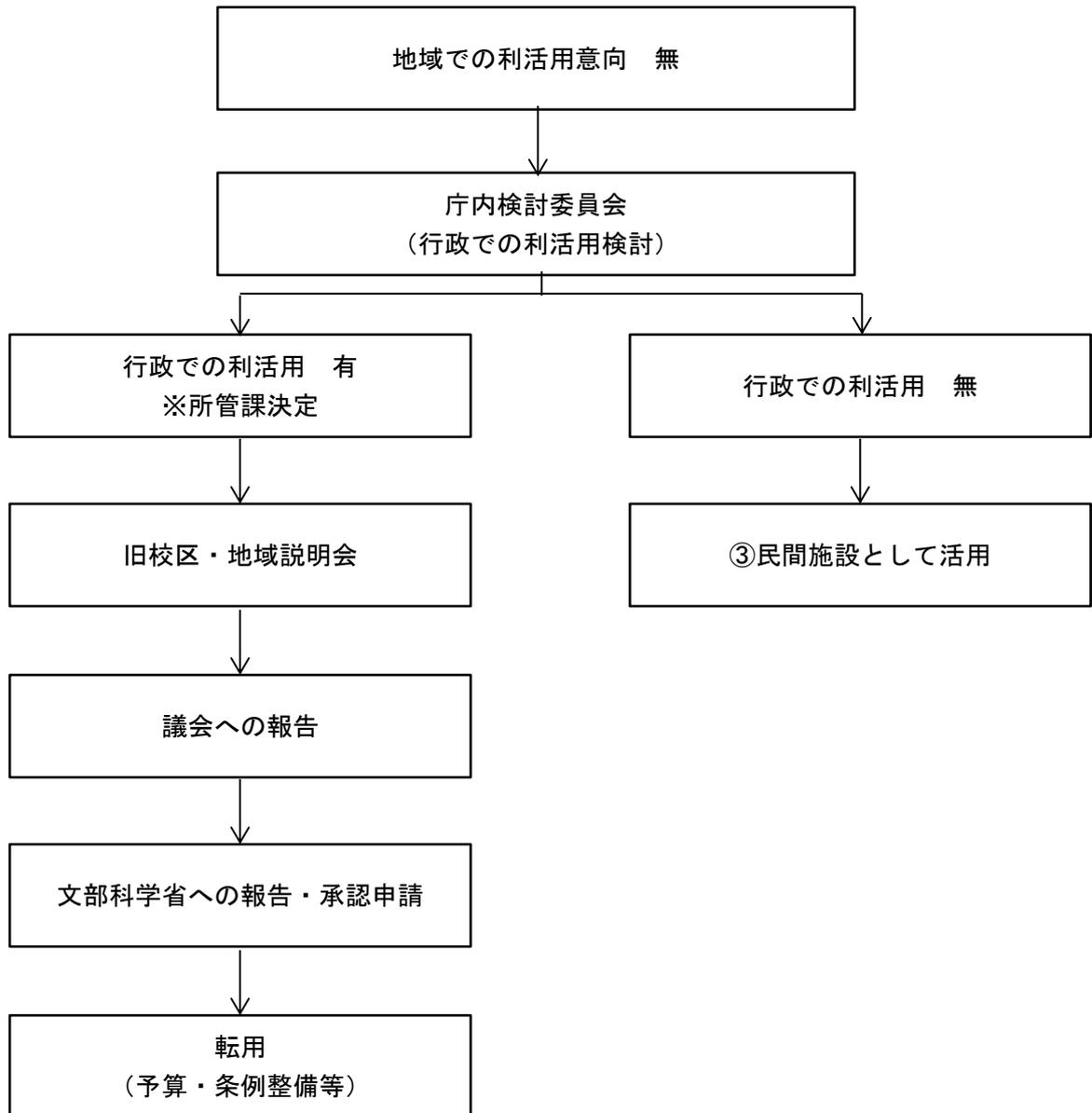
なお、利活用希望者は別紙「西予市学校施設等の跡地利活用申請書」を企画財務部総合政策課へ提出し、跡地施設利用決定フローに基づき、庁内検討委員会がその利活用を判断します。

また、利活用の具体的な方針が決まった施設については、庁内検討委員会において所管課を決定し、事務処理を行うこととします。

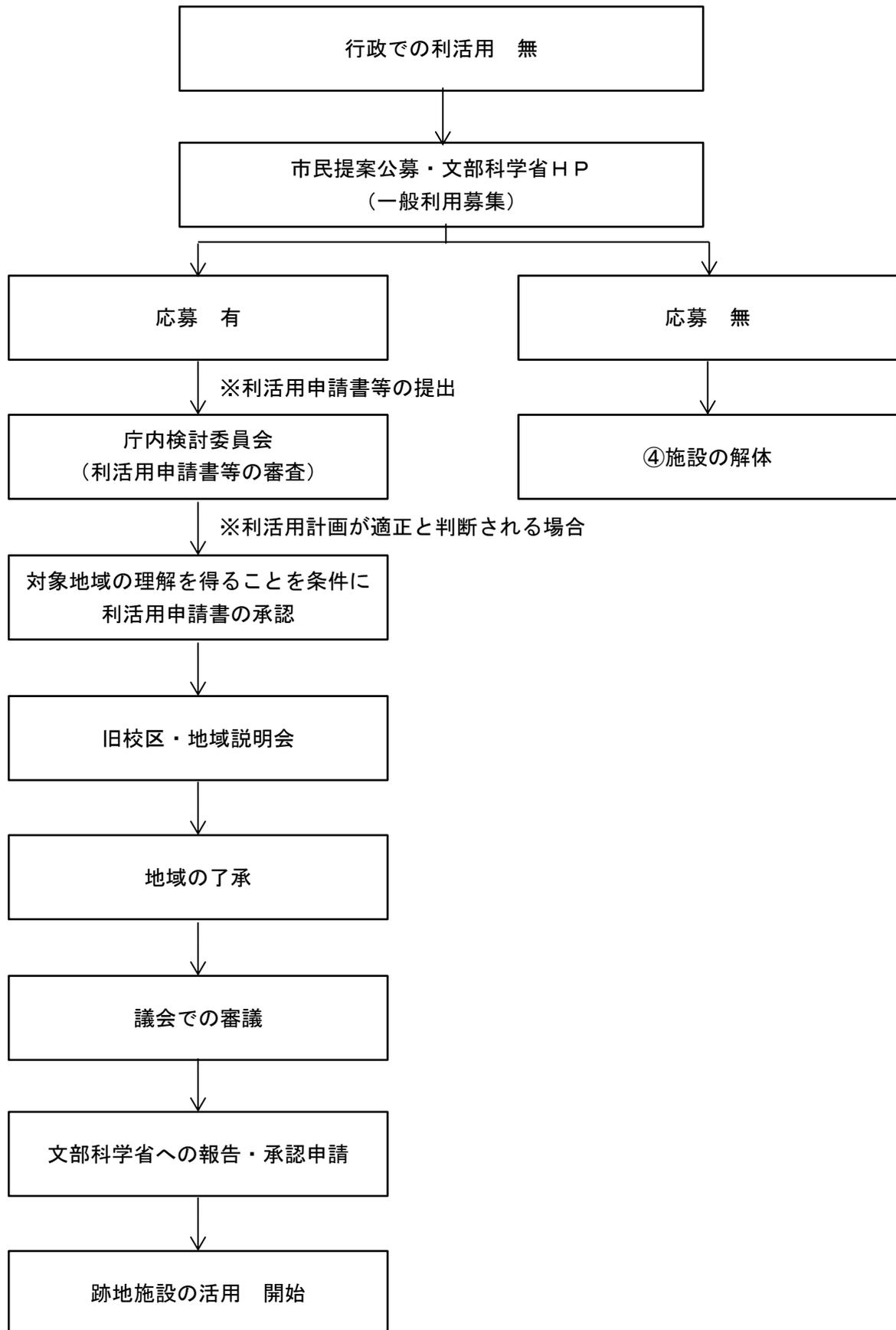
○跡地施設利用決定フロー
①地域の施設として活用



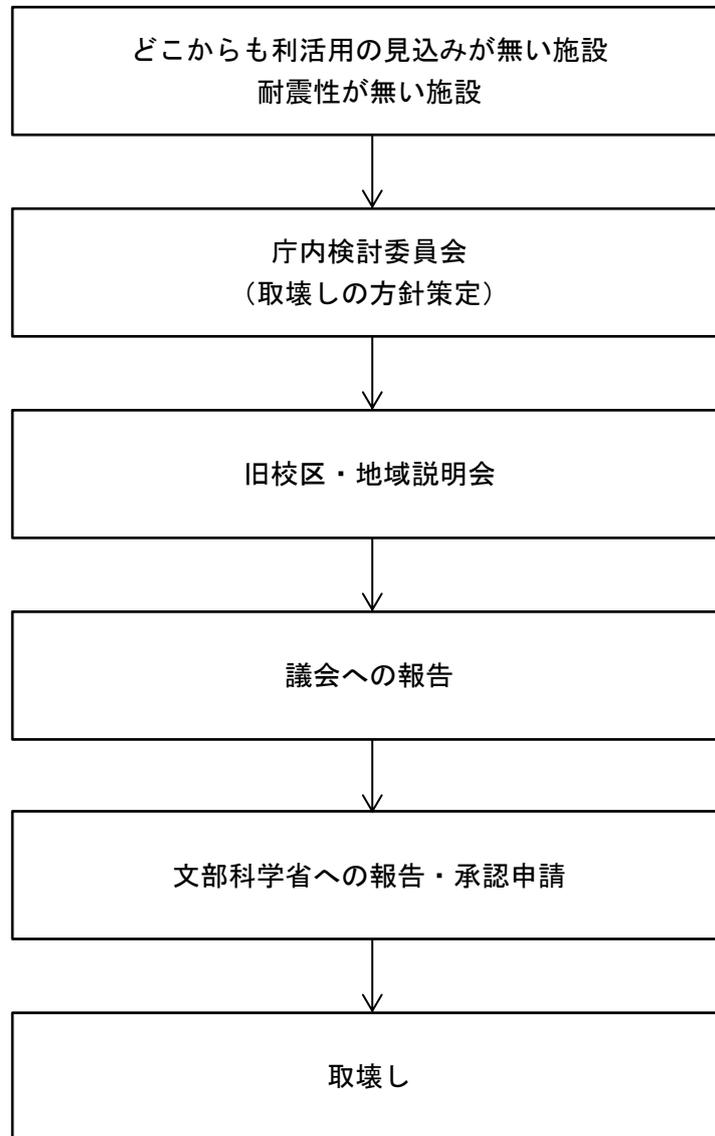
②公共施設として活用（長期的活用）



③民間施設として活用

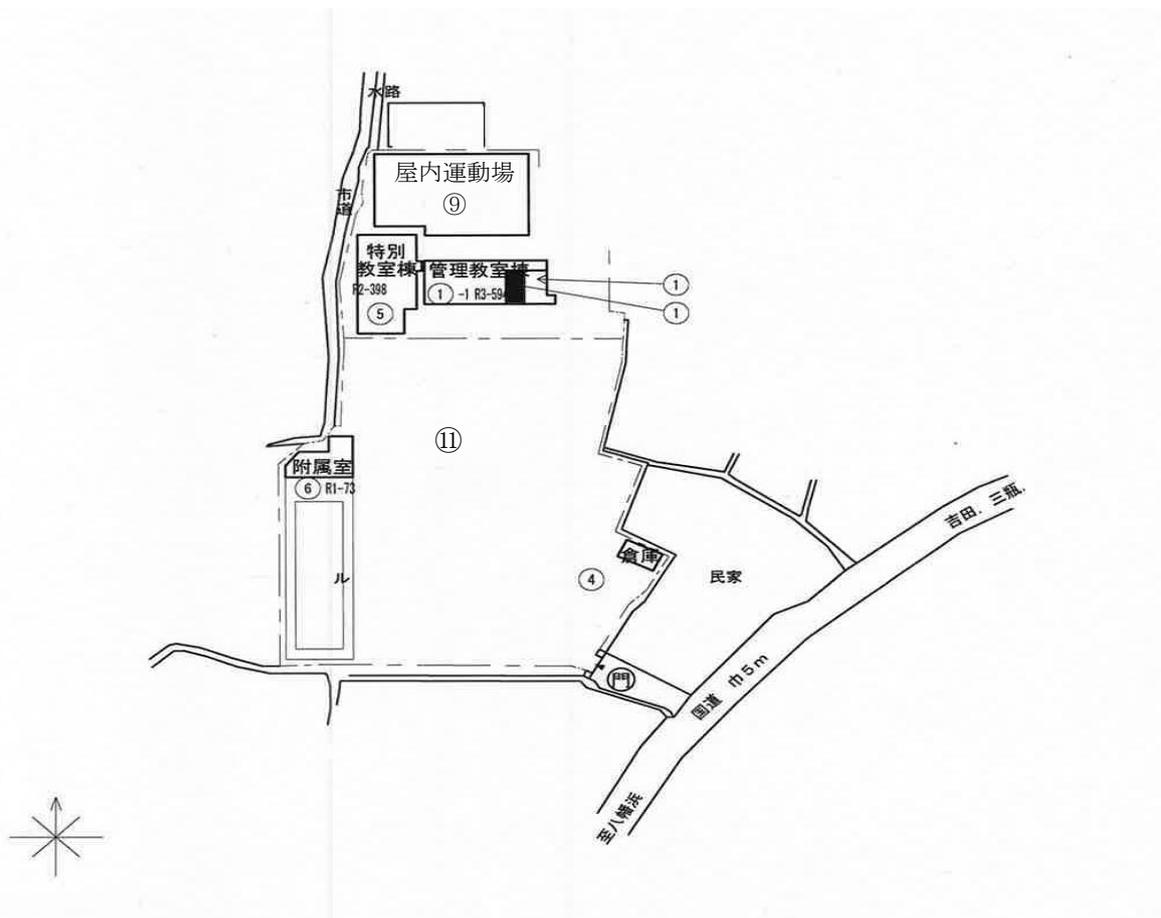


④施設の解体



7 検討対象施設の状況

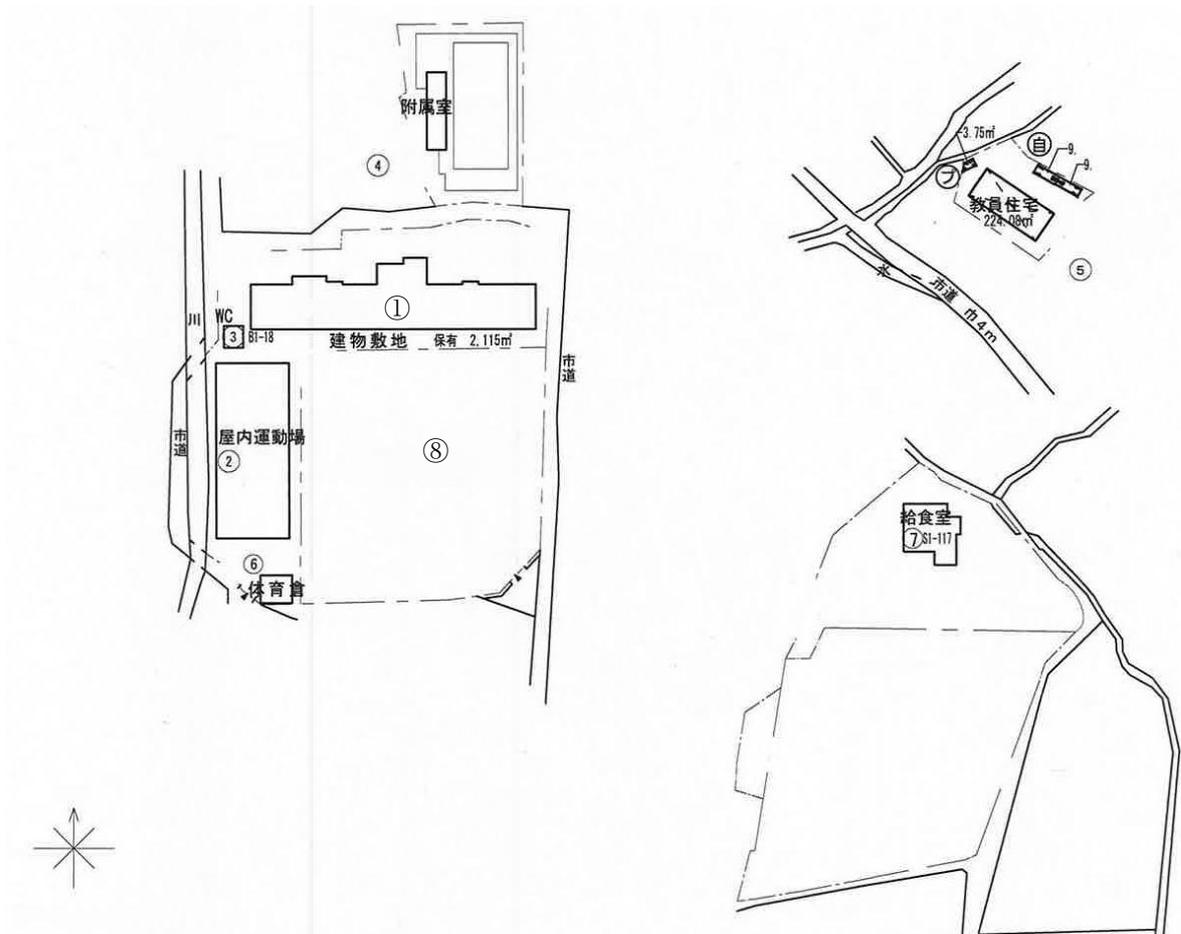
(1) 旧田之浜小学校 住所：西予市明浜町田之浜甲 1234 番地 1



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①1	管理教室棟	S41.3	RC3 階建	594	旧	0.38	3,583 (-)		
①2	給食室	S41.3	RC1 階建	28	旧	0.38			
①3	ランチルーム	S41.3	RC1 階建	25	-	-			
④	倉庫	S47.6	鉄骨その他造	27	-	-			
⑤	特別教室棟	S56.1	RC2 階建	398	旧	0.54			
⑥	プール付属室	S59.9	RC1 階建	73	-	-			
⑨	屋内運動場	H13.3	RC造 1 階建	458	新	-			社会体育施設
⑩	倉庫	H13.3	鉄骨その他造	12	-	-			
⑪	グラウンド	-	-	2,695	-	-		社会体育施設	

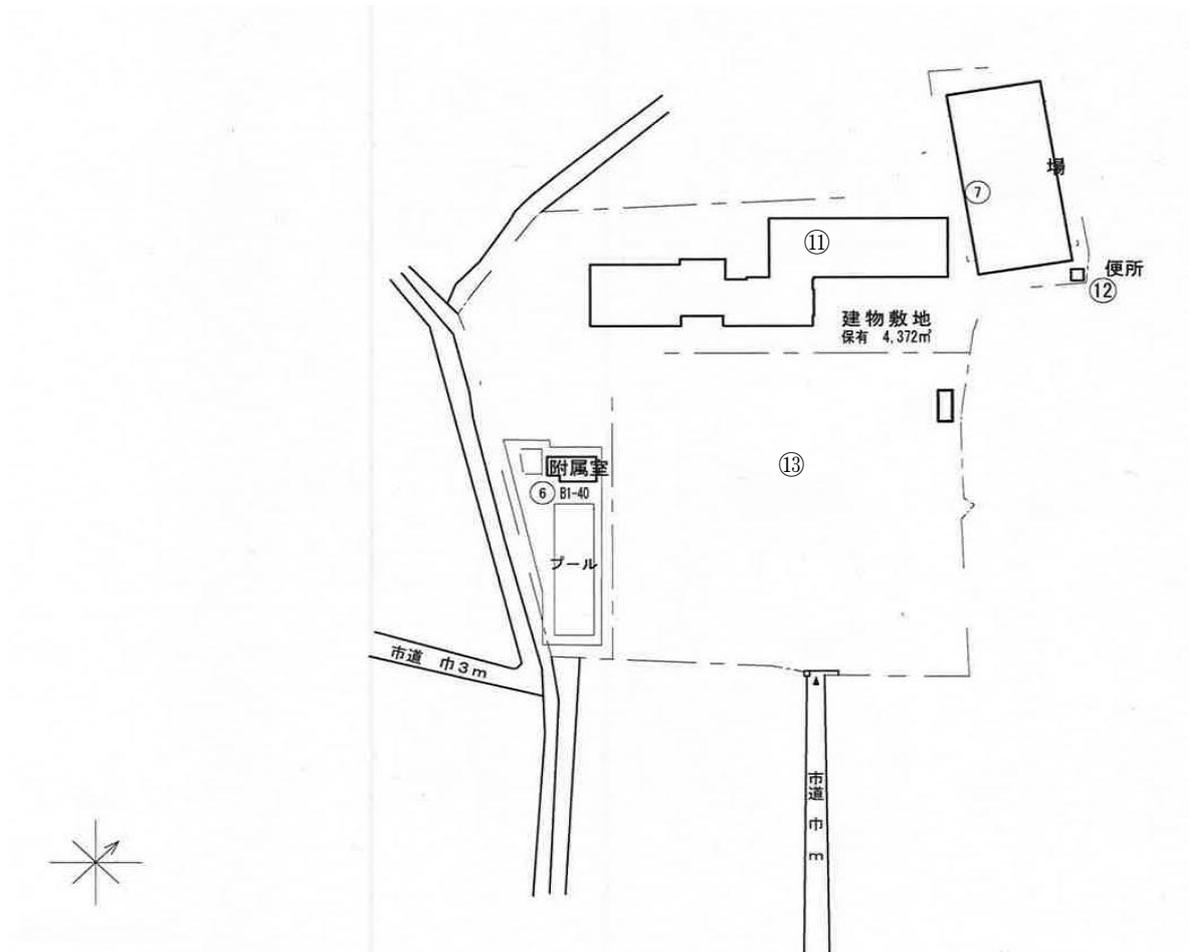
(2) 旧高山小学校 住所：西予市明浜町高山甲 3420 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	管理教室棟	S42.7	RC3階建	1,740	旧	0.16	未	9,340 (-)	
②	屋内運動場	S51.2	RC1階建	542	旧	0.54	H24		社会体育施設
③	屋外トイレ	S51.2	鉄骨その他造	18	-	-	-		
④	プール付属室	S55.9	鉄骨その他造	64	-	-	-		
⑥	倉庫	H17.2	RC1階建	16	-	-	-		
⑦	給食室	S39.3	鉄骨その他造	117	-	-	-		
⑧	グラウンド	-	-	3,642	-	-	-		社会体育施設

(3) 旧狩江小学校 住所：西予市明浜町狩浜2番耕地1350番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is値	改修 年度		
⑥	プール付属室	S47.7	鉄骨その他造	40	—			8,152 (—)	
⑦	屋内運動場	S56.12	RC2階建	680	新	—	—		社会体育施設
⑪	管理教室棟	H4.3	RC2階建	1558	新	—	—		
⑫	屋外トイレ	H17.9	RC1階建	5	—	—	—		
⑬	グラウンド	—	—	3,780	—	—	—		社会体育施設

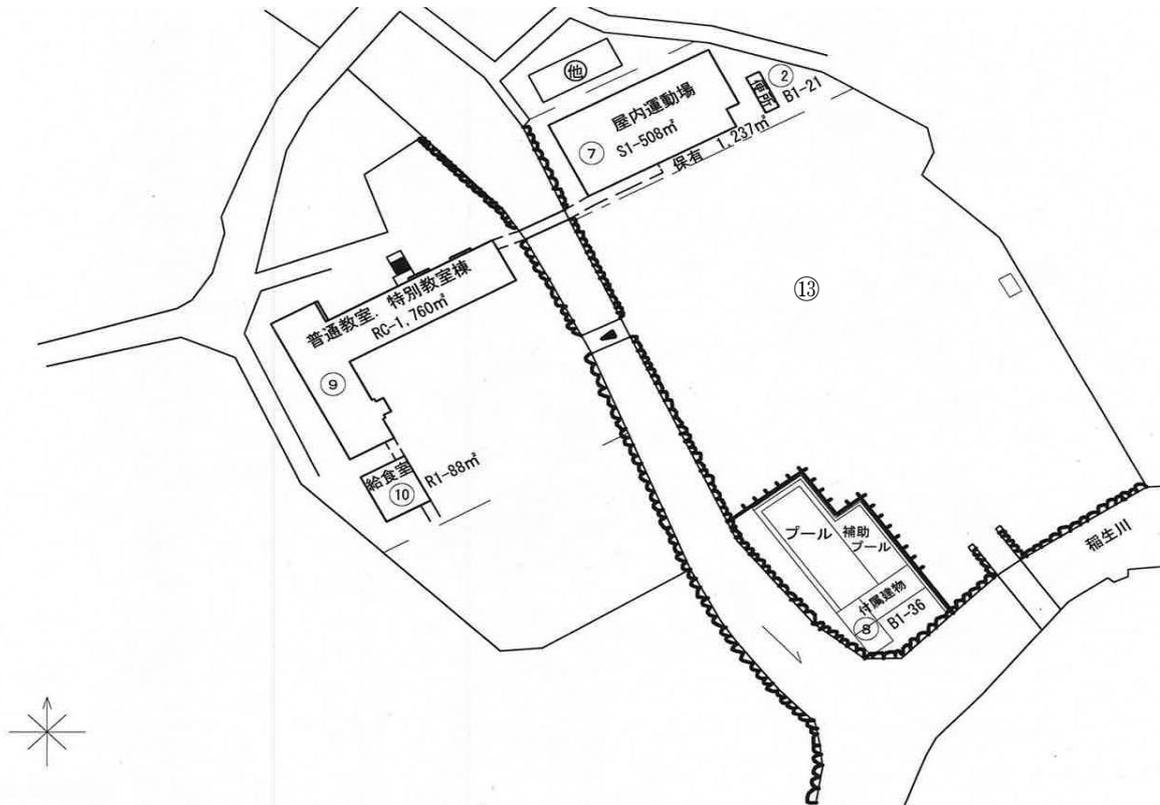
(4) 旧明浜西中学校 住所：西予市明浜町宮野浦 27 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	管理教室棟	S40.2	RC4階建	2,632	旧	未	未	7,459 (-)	
②	給食室	S39.3	鉄骨造1階建	117	-	-	-		
③	屋内運動場	S47.2	鉄骨その他造	1,058	旧	0.15	未		社会体育施設
④	グラウンド			4,914	-	-	-		社会体育施設

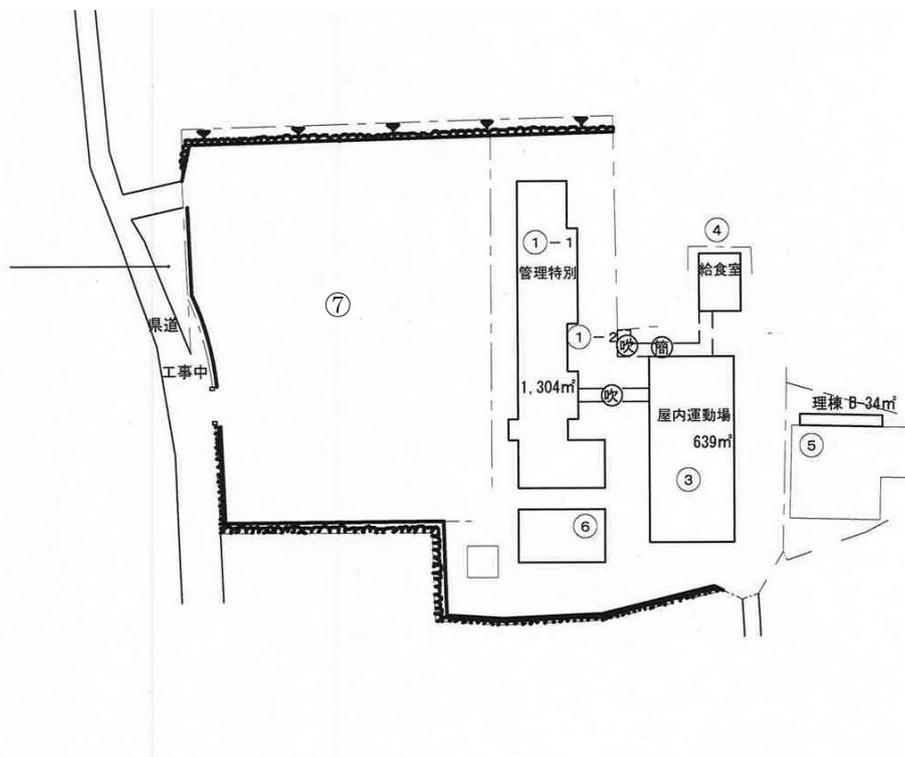
(5) 旧溪筋小学校 住所：西予市野村町鳥鹿野 870 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (m ²)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (m ²)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑦	屋内運動場	S40.10	鉄骨その他造	508	旧	4,418	9,692 (-)	社会体育施設	
⑧	プール専用室	S41.10	鉄骨その他造	36	-	-			
⑨	教室管理棟	S57.2	RC3階建	1,760	新	-			
⑩	給食室	S57.2	RC1階建	88	-	-			
⑪	倉庫	S57.2	鉄骨その他造	20	-	-			
⑫	屋外トイレ	S58.3	鉄骨その他造	21	-	-			
⑬	グラウンド	-	-	6,116	-	-		社会体育施設	

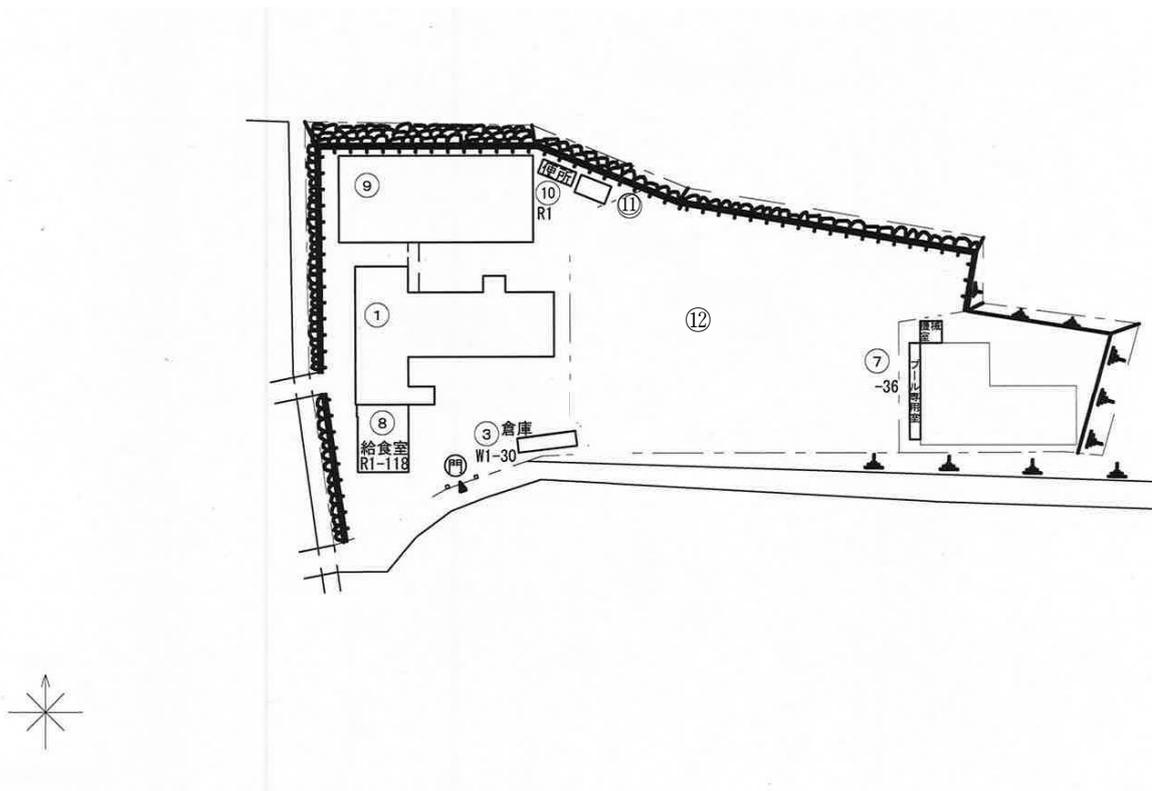
(6) 旧中筋小学校 住所：西予市野村町高瀬 4098 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	管理特別管理棟	S46.3	RC2階建	1,304	旧	0.49	未	8,546 (一)	
③	屋内運動場	S54.2	鉄骨その他造	639	旧	0.03	H23		社会体育施設
④	給食室	S53.3	鉄骨その他造	86	—	—	—		
⑤	プール付属室	S44.10	鉄骨その他造	34	—	—	—		
⑥	教室管理棟	S58.3	RC2階建	328	新	—	—		
⑦	グラウンド	—	—	3,952	—	—	—		社会体育施設

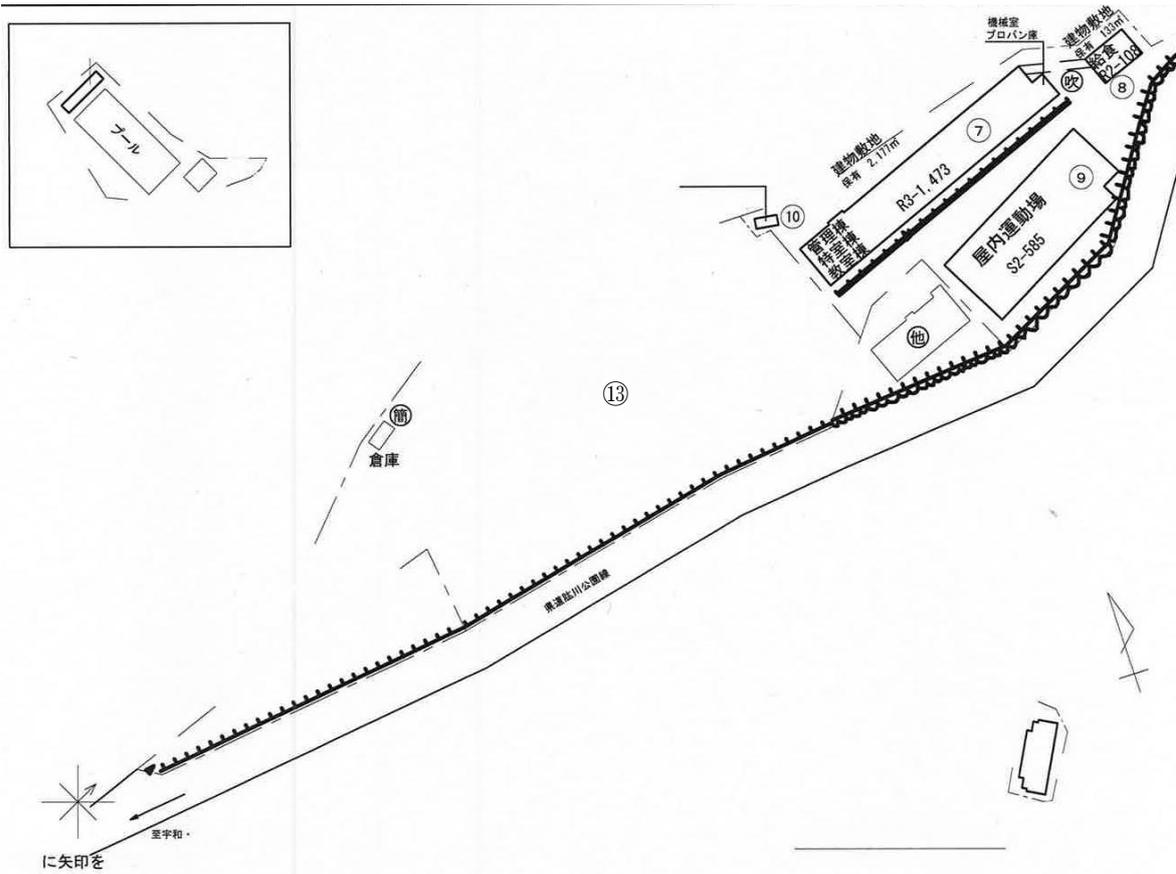
(7) 旧大和田小学校 住所：西予市野村町阿下 2 号 428 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	教室管理棟	S36.9	RC3階建	1,739	旧	0.26	6,945 (-)		
③	倉庫	S36.12	木造	30	-	-			
⑦	プール専用室	S39.8	鉄骨その他造	36	-	-			
⑧	給食室	S56.2	RC1階建	118	-	-			
⑨	屋内運動場	S59.1	鉄骨その他造	645	新	-		社会体育施設	
⑩	屋外トイレ	S59.1	鉄骨その他造	18	-	-			
⑪	体育器具倉庫	S59.3	鉄骨その他造	21	-	-			
⑫	グラウンド	-	-	3,657	-	-		社会体育施設	

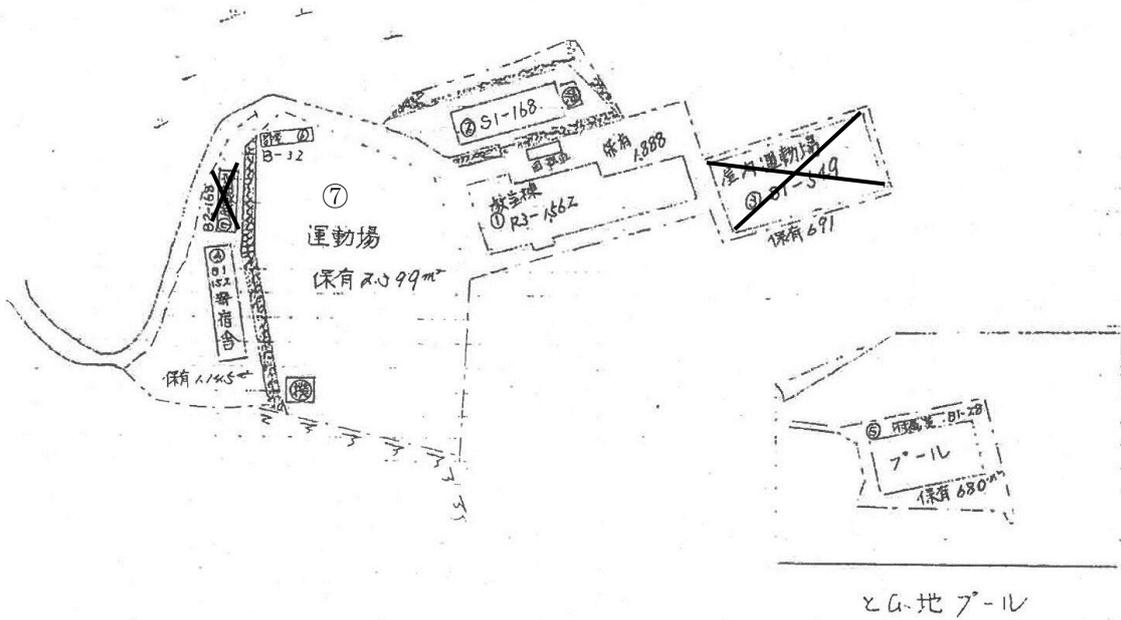
(8) 旧河成小学校 住所：西予市野村町予子林 5192 番地 1



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑦	管理教室棟	S55.3	RC3 階建	1,473	旧	0.44	未	7,091 (一)	
⑧	給食室	S54.12	RC2 階建	108	—	—	—		
⑨	屋内運動場	S56.2	鉄骨その他造	585	旧	0.05	H23		社会体育施設
⑩	屋外トイレ	S56.2	鉄骨その他造	8	—	—	—		
⑫	プール専用室	S48.7	RC1 階建	19	—	—	—		
⑬	グラウンド	—	—	4,781	—	—	—		社会体育施設

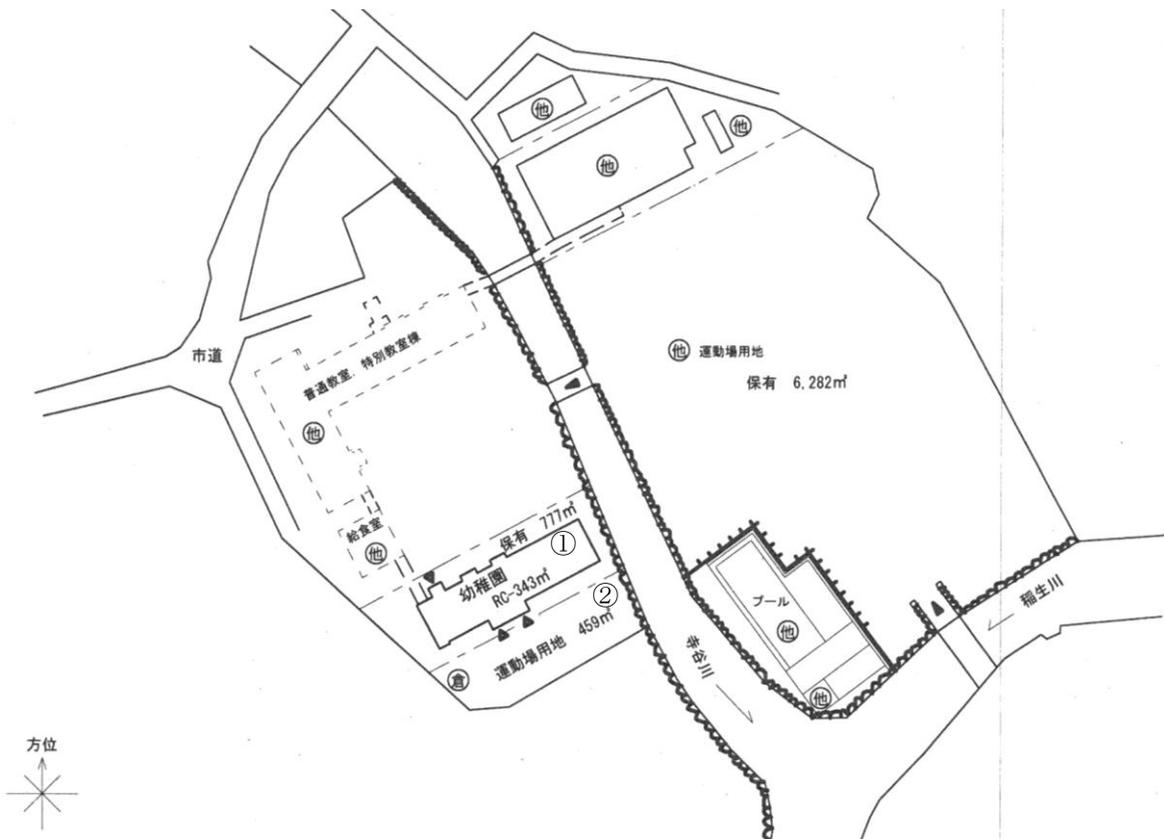
(9) 旧惣川中学校 住所：西予市野村町惣川 367 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	教室棟	S46.6	RC3階建	1,562	旧	未	未	6,803 (-)	
②	教室棟	S46.6	鉄骨その他造	168	旧	未	未		
④	寄宿舎	S46.3	鉄骨その他造	152	-	-	-		
⑥	部活動室	S50.10	鉄骨その他造	32	-	-	-		
⑦	グラウンド	-	-	3,079	-	-	-		

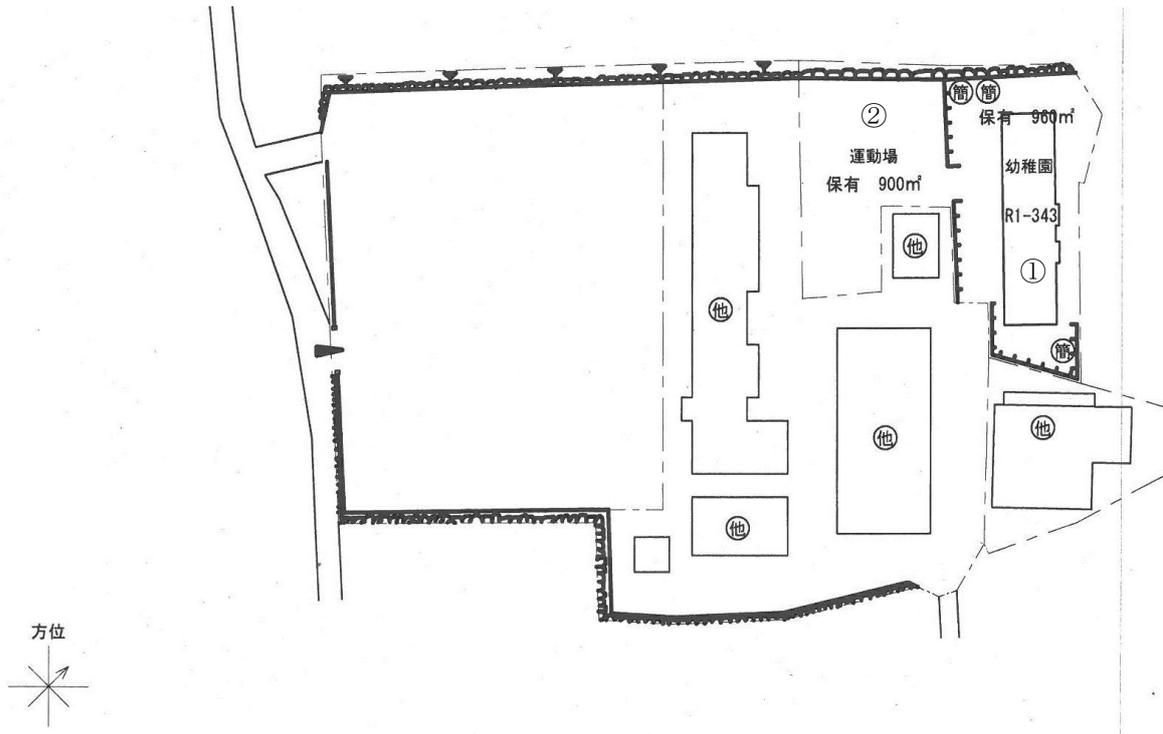
(10) 旧溪筋幼稚園 住所：西予市野村町鳥鹿野 870 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	S57.2	RC1階建	343	新	—	—	1,236	
②	グラウンド	—	—	459	—	—	—	(—)	

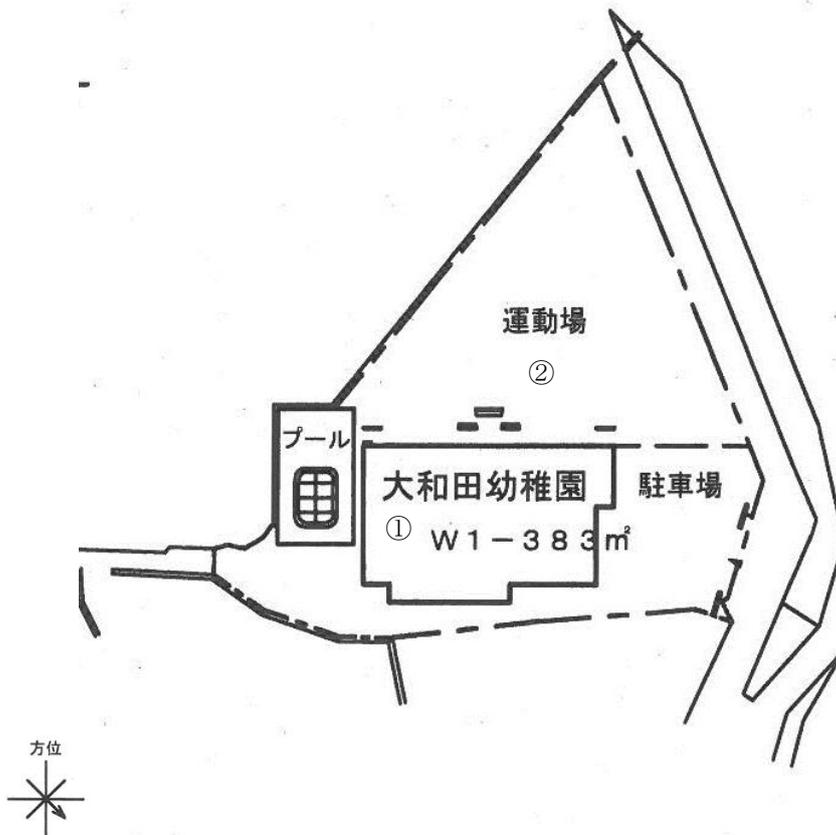
(11) 旧中筋幼稚園 住所：西予市野村町高瀬 4098 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	S59.3	RC1階建	343	新	—	—	1,860	
②	グラウンド	—	—	900	—	—	—	(—)	

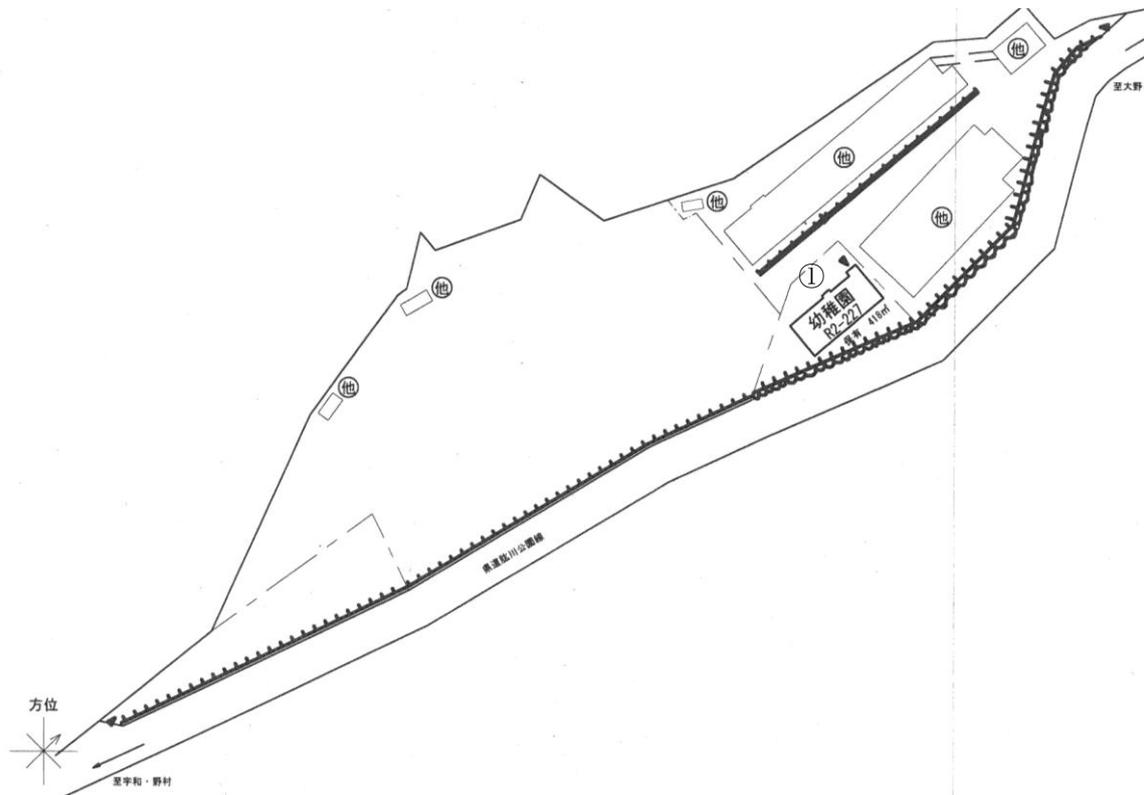
(12) 旧大和田幼稚園 住所：西予市野村町阿下2号440番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	H09.3	W1 階建	383	新	—	—	1,824	
②	グラウンド	—	—	746	—	—	—	(—)	

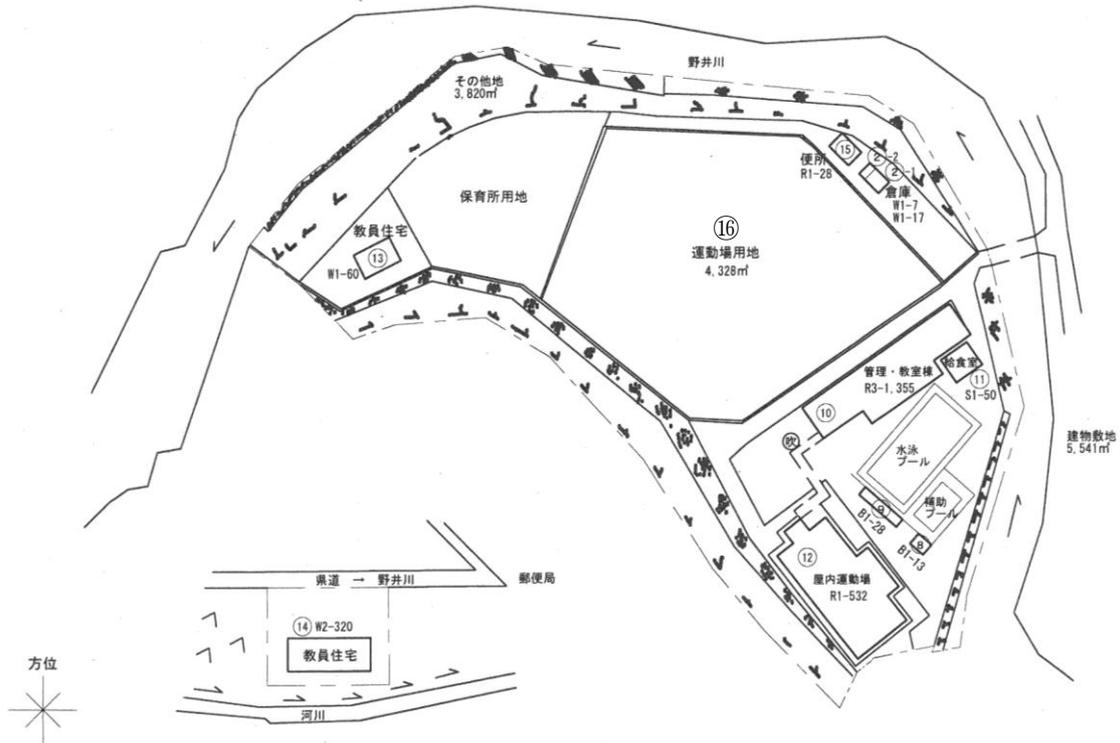
(13) 旧河成幼稚園 住所：西予市野村町予子林 5192 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	S56.2	RC2 階建	227	旧	0.43	未	418 (一)	

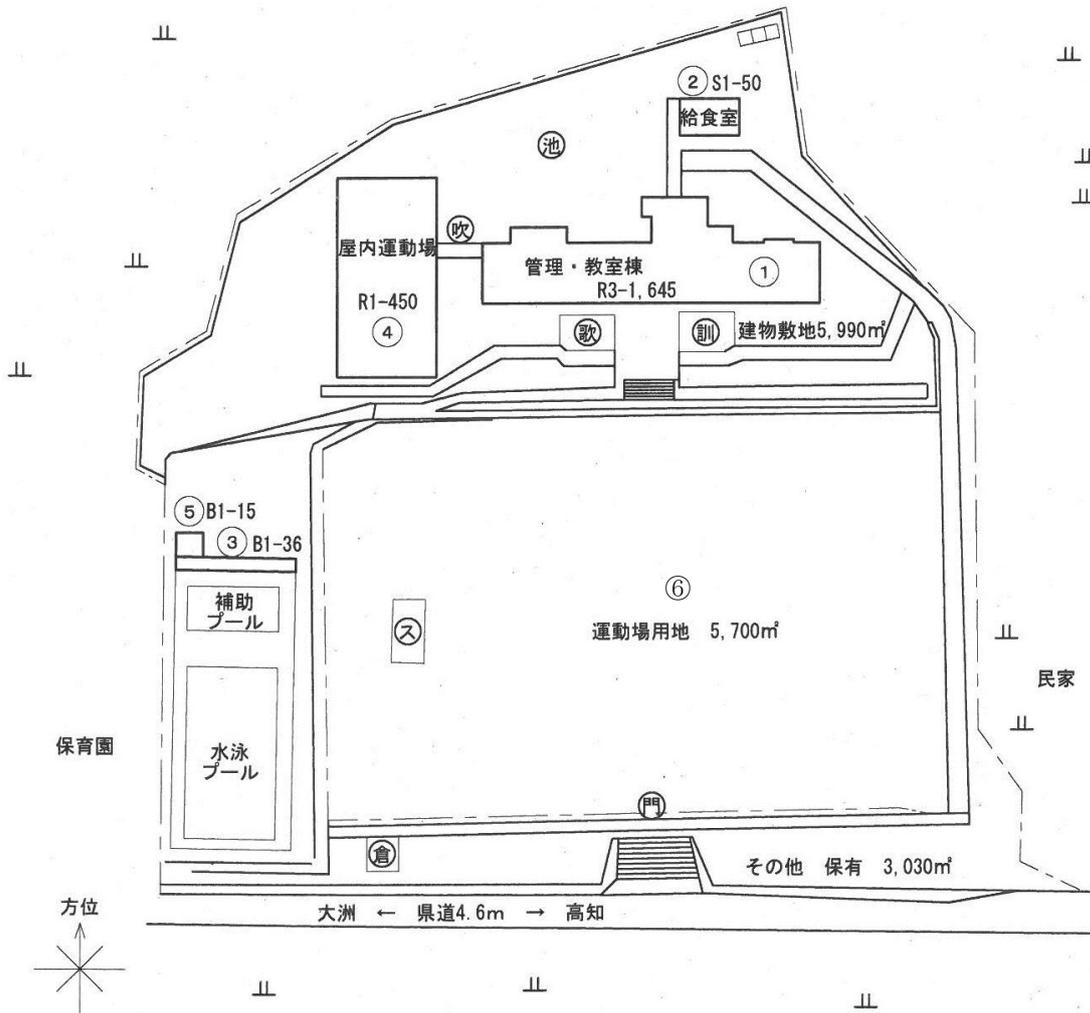
(14) 遊子川小学校 住所：西予市城川町遊子谷 3160 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
②-1	倉庫	S38.6	W1 階建	17	—	—	13,689 (797)		
②-2	倉庫	S49.5	W1 階建	7	—	—			
⑧	プール付属室	S48.7	鉄骨その他造	13	—	—			
⑨	プール付属室	S48.7	鉄骨その他造	28	—	—			
⑩	管理教室棟	S55.3	RC3 階建	1,355	旧	0.61		未	
⑪	給食室	S55.3	鉄骨その他造	50	—	—		—	
⑫	屋内運動場	S55.3	RC1 階建	532	旧	0.26		H23	社会体育施設
⑮	便所	H01.4	RC1 階建	28	—	—		—	
⑯	グラウンド	—	—	4,328	—	—		—	社会体育施設

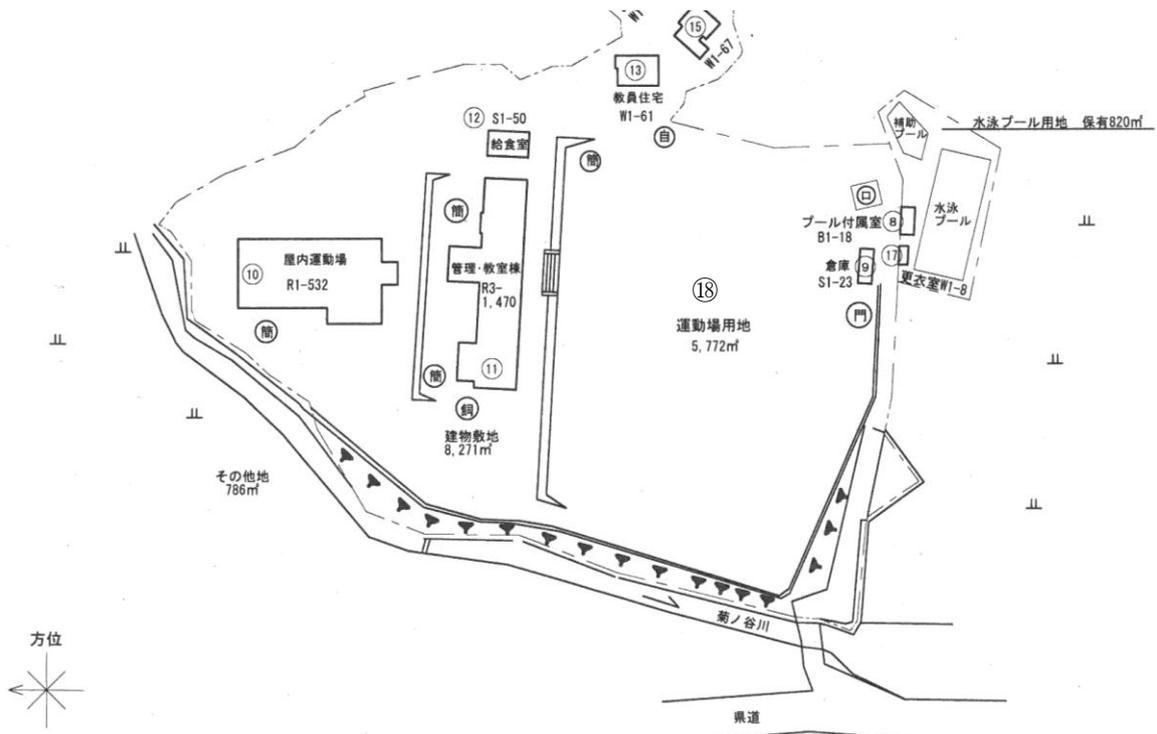
(15) 土居小学校 住所：西予市城川町土居 86 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	管理教室棟	S47.3	RC3階建	1,645	旧	0.35	未	14,720 (-)	
②	給食室	S47.3	鉄骨その他造	50	-	-	-		
③	プール付属室	S43.7	鉄骨その他造	36	-	-	-		
④	屋内運動場	S47.12	RC1階建	450	旧	0.61	H21		社会体育施設
⑤	プール付属室	S50.3	鉄骨その他造	15	-	-	-		
⑥	グラウンド	-	-	5,700	-	-	-		社会体育施設

(16) 高川小学校 住所：西予市城川町高野子 806 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑧	プール付属室	S45.8	鉄骨その他造	18	—	—	—	14,829 (-)	
⑨	倉庫	S46.2	鉄骨その他造	23	—	—	—		
⑩	屋内運動場	S53.3	RC1階建	532	旧	0.22	H23		社会体育施設
⑪	管理教室棟	S54.3	RC3階建	1,470	旧	0.48	未		
⑫	給食室	S54.3	鉄骨その他造	50	—	—	—		
⑰	プール更衣室	S62.9	W1階建	8	—	—	—		
⑱	グラウンド	—	—	5,772	—	—	—		社会体育施設

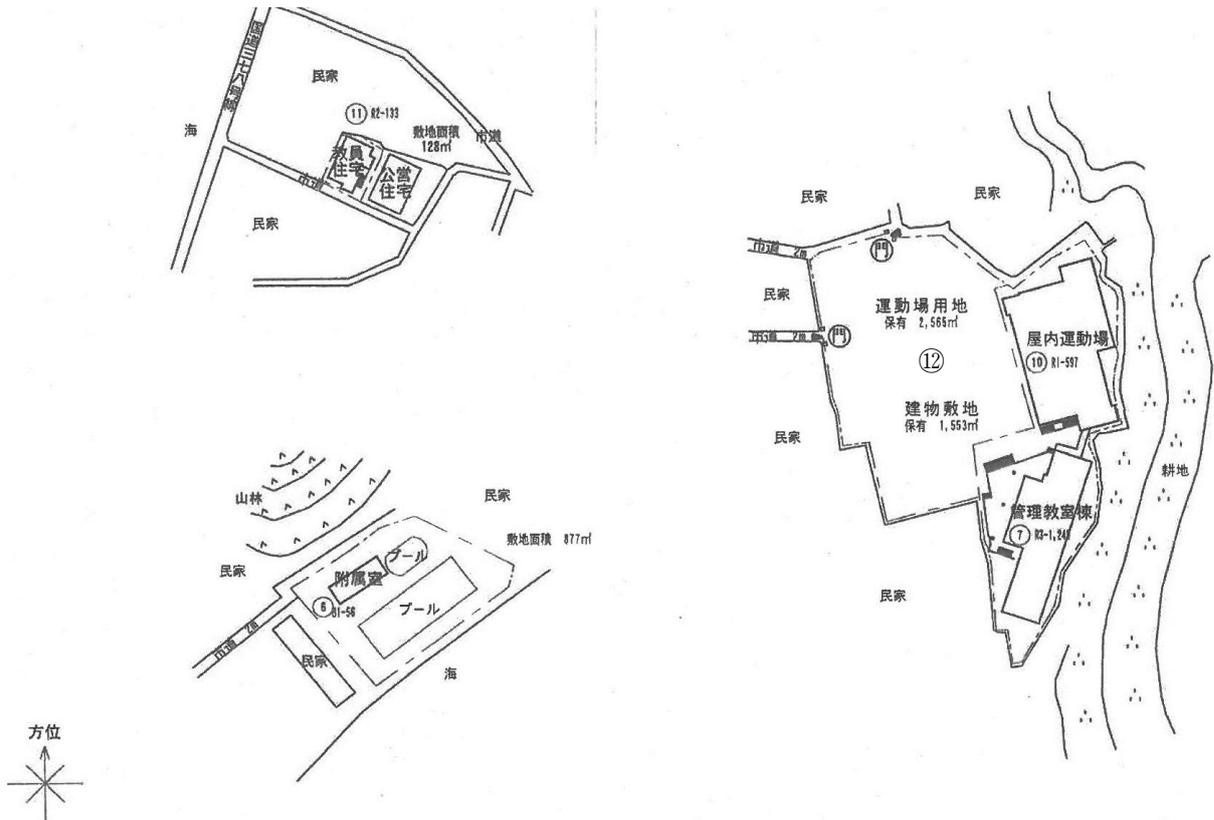
(17) 旧高川保育所 住所：西予市城川町高野子 459 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	S45.3	木造	290	旧	未	未	773	
②	グラウンド	—	—	267	—	—	—	(-)	

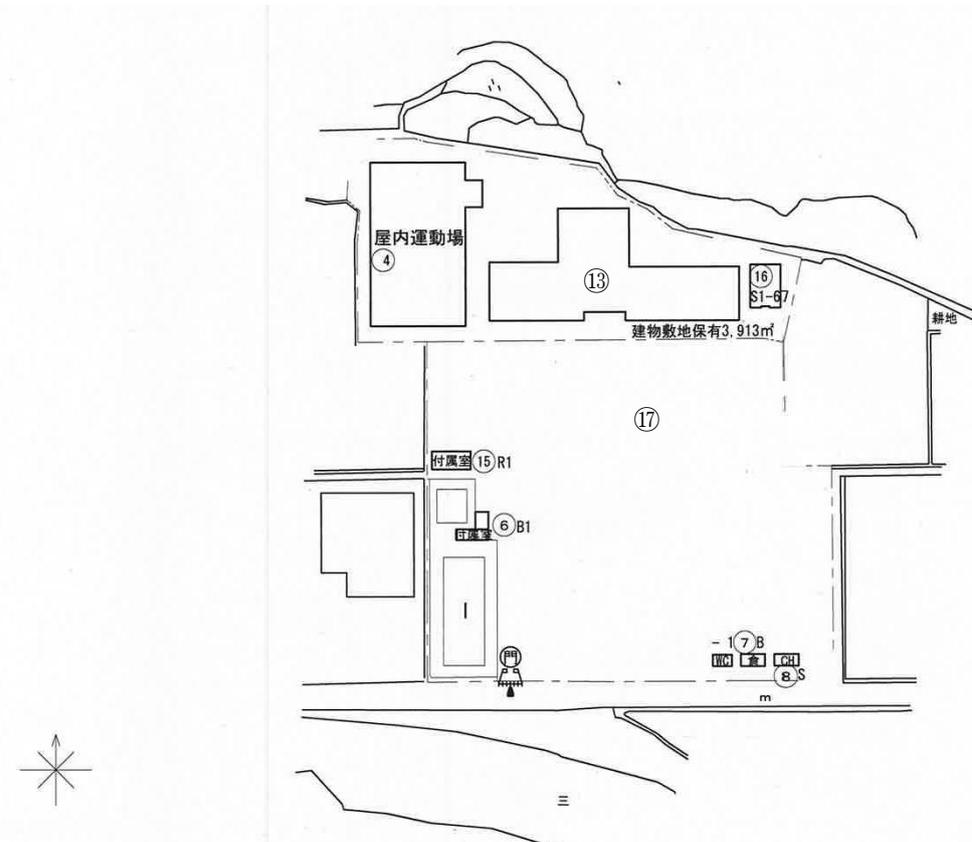
(18) 旧下泊小学校 住所：西予市三瓶町下泊 785 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑥	プール付属室	S54.9	鉄骨その他造	56	—	—	4,118 (—)		
⑦	管理教室棟	S59.3	RC3階建	1,249	新	—		一部診療所	
⑩	屋内運動場	H4.3	RC1階建	597	新	—		社会体育施設	
⑫	グラウンド	—	—	2,565	—	—		社会体育施設	

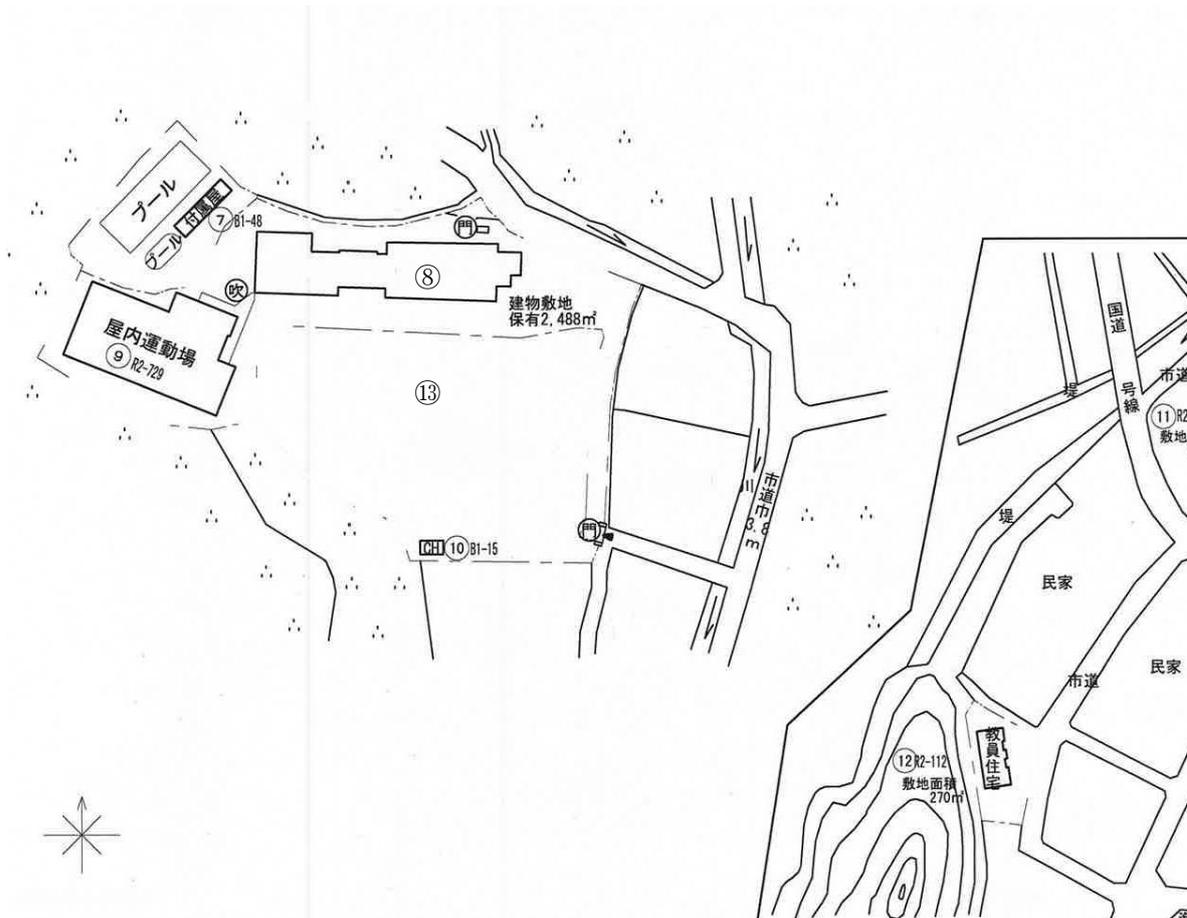
(19) 旧蔵貫小学校 住所：西予市三瓶町蔵貫浦 491 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑥	プール付属室	S46.3	鉄骨その他造	31	—	—	11,351 (—)		
⑦	倉庫	S47.9	鉄骨その他造	16	—	—			
⑧	クラブハウス	S49.5	鉄骨その他造	15	—	—			
⑫	WC	S53.8	鉄骨その他造	11	—	—			
⑬	管理教室棟	S63.3	RC2階建	1,885	新	—			
⑭	屋内運動場	H3.3	鉄骨造2階建	886	新	—		社会体育施設	
⑮	プール付属室	H3.7	RC造	37	—	—			
⑯	コンピューター室	H5.12	鉄骨その他造	69	新	—			
⑰	グラウンド	—	—	7,392	—	—		社会体育施設	

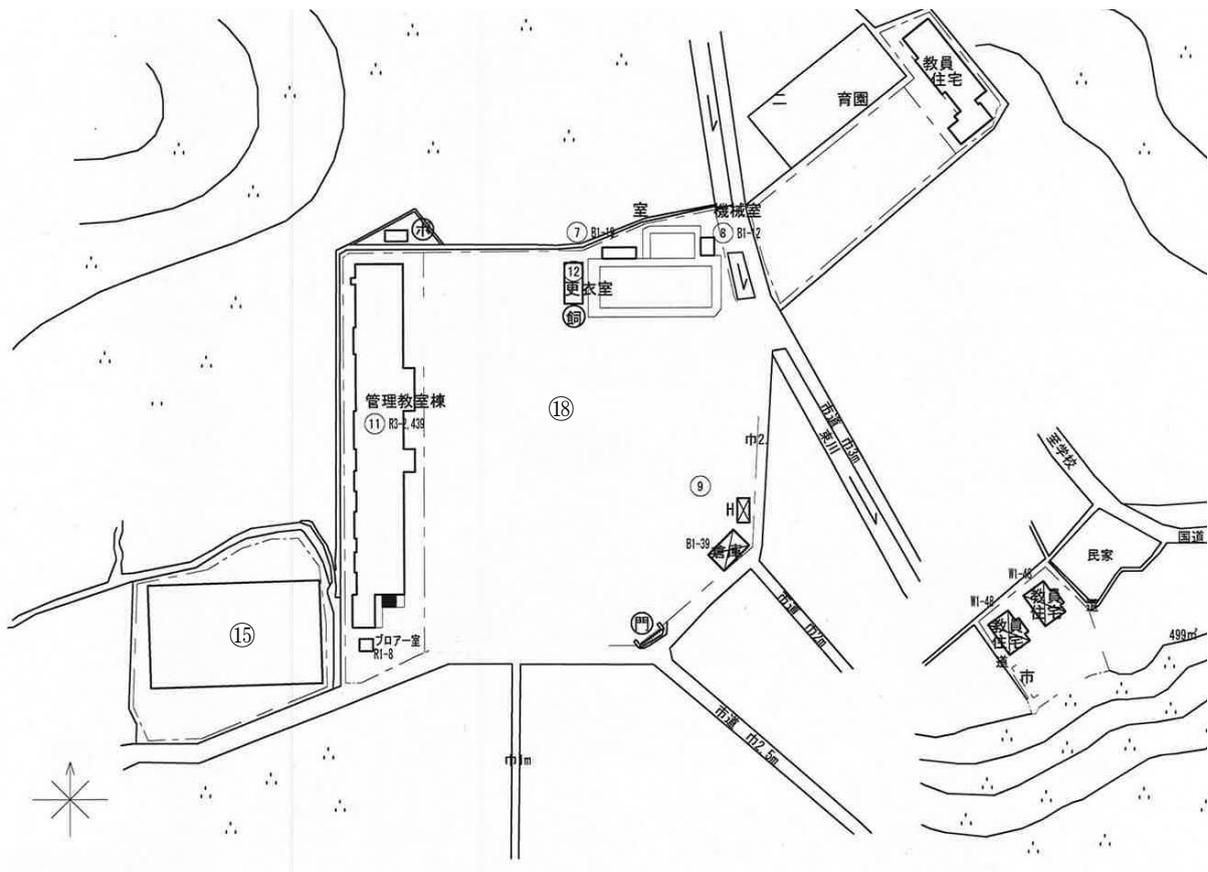
(20) 旧周木小学校 住所：西予市三瓶町周木6番耕地247番地1



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is値	改修 年度		
⑦	プール付属室	S52.9	鉄骨その他造	48	—	—	7,028 (—)		
⑧	教室管理棟	S61.2	RC3階建	1,986	新	—			
⑨	屋内運動場	S62.2	RC2階建	729	新	—		社会体育施設	
⑩	クラブハウス	S62.3	鉄骨その他造	15	—	—			
⑬	グラウンド	—	—	4,540	—	—		社会体育施設	

(21) 旧二木生小学校 住所：西予市三瓶町二及 2 番耕地 466 番地



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
⑦	プール付属室	S46.3	鉄骨その他造	19	—	—	7,682 (一)		
⑧	プール付属室	S46.3	鉄骨その他造	12	—	—			
⑪	管理教室棟	S57.7	RC3階建	2,439	新	—			
⑫	プール付属室	S61.8	鉄骨その他造	36	—	—			
⑮	屋内運動場	H5.3	RC造2階建	897	新	—		社会体育施設	
⑰	倉庫	H23.3	鉄骨その他造	55	—	—			
⑱	グラウンド	—	—	5,916	—	—		社会体育施設	

(22) 旧蔵貫保育園 住所：西予市三瓶町蔵貫浦 451 番地 1



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is 値	改修 年度		
①	園舎	H7.2	RC造1階建	516	新	—	—	1,553	
②	グラウンド	—	—	799	—	—	—	(—)	

(23) 二木生保育園 住所：西予市三瓶町二及1番耕地380番地1



【主な施設の概要】

No	施設名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	耐震診断			敷地面積 (うち借地) (㎡)	備考
					基準	2次 Is値	改修 年度		
①	園舎	H4.2	RC造1階建	505	新	—	—	1,303	
②	グラウンド	—	—	486	—	—	—	(—)	

別紙

【様式 1】

平成 年 月 日

西予市長 様

所在地又は住所
名称又は氏名
代表者職氏名
電話番号

印

西予市学校施設等の跡地利活用申請書

西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づき、下記施設の利活用について、書類を添付し申請いたします。

記

1. 施設名 _____

2. 添付書類

- (1) 西予市学校施設等の跡地利活用計画書【様式 2】
- (2) 事業者概要書【様式 3】
- (3) 申請に係る誓約書【様式 4】
- (4) 定款（団体規約）や財務諸表など申請者の状況が分かる書類

【様式2】

西予市学校施設等の跡地利活用計画書

1 計画施設名 _____

2 事業概要（事業の具体的な提案内容）

計画事業名	
事業目的	
具体的な事業計画 内 容	
事業の特長、地域へ の波及効果等	
事業開始予定日	平成 年 月 日 開始予定

3 事業を行うための許認可・資格の状況

必要な許認可・資格名	取得年月日又は取得の見込み（申請予定）

4 公害防止措置

公害防止措置が必要となる業務の内容	防止措置の実施予定
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無

5 設備計画

(1) 施設設備スケジュール

区 分	計 画 期 間
準 備 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (月間)
工 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (月間)
事 業 開 始	平成 年 月 日 ~
本 格 稼 働	平成 年 月 日 ~

(2) 雇用計画

機能区分	主 な 役 割	人数 (内現地雇用)	雇用形態 (雇用予定)
現地代表者		()	(年 月~)
事務スタッフ		()	(年 月~)
営業スタッフ		()	(年 月~)
現場スタッフ		()	(年 月~)
		()	(年 月~)
		()	(年 月~)

※雇用形態については、正職（常勤・非常勤）、臨時、パートの区分により記入して下さい。

6 事業運営に係る収支計画

(1) 収益

(単位：千円)

項 目	内 容	金 額 (当 初)	金 額 (本格稼働時)
合 計			

(2) 費用

(単位：千円)

項 目	内 容	金 額 (当 初)	金 額 (本格稼働時)
人 件 費			
事 務 費			
施 設 改 修 費			
施 設 管 理 費			
借 入 金 返 済			
そ の 他			
合 計			

(3) 収支利益見込み

(単位：千円)

項 目	金 額 (当 初)	金 額 (本格稼働時)
収支利益 (収益－費用)		

(4) 資金計画

(単位：千円)

項 目	資 金 調 達 方 法 別 金 額		
	自己資金	出資金	借入金
設 備 資 金	自己資金	出資金	借入金
運 転 資 金	自己資金	出資金	借入金
合 計	自己資金	出資金	借入金

7 収益の内訳

※「6事業運営に係る収支計画(1)収益」の内訳について具体的に記載してください。
※様式に記載しきれない場合は「別添資料のとおり」と記載して資料を添付してください。

8 費用の内訳

※「6事業運営に係る収支計画(2)費用」の内訳について具体的に記載してください。
※様式に記載しきれない場合は「別添資料のとおり」と記載して資料を添付してください。

9 建物・土地活用計画図



10 その他必要に応じた資料



【様式3】

平成 年 月 日

事業者概要書

本社・本部	事業者名				
	所在地	電話番号			
	代表者名				
	設立年月日				
沿革					
業務内容					
主な実績					
類似施設の運営実績					
財政状況 直近3年分を 記入			平成 年度	平成 年度	平成 年度
		総収入			
		総支出			
		当期損益			
		累積損益			
備考					

【様式4】

平成 年 月 日

西予市長 様

所在地又は住所
名称又は氏名
代表者職氏名
電話番号

印

申請に係る誓約書

西予市学校施設等の跡地利活用の申請を行うにあたり、下記に記載した事項について事実と相違ありません。

記

- 1 西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に定められた条件を満たしていること。
- 2 提出した申請書類に虚偽及び不正がないこと。